

令和 6 年度
通 学 路 交 通 安 全 プ ロ グ ラ ム
合同点検

令和 6 年 8 月 20 日（火）

国頭村教育委員会

目次

1.	通学路安全点検対象校位置図	1
2.	学校別安全点検要望箇所	
	奥間小学校	2
	辺土名小学校	2～4
	奥小学校	4～6
	安波小学校	7
3.	通学路交通安全プログラム（資料）	8～12

通学路安全点検対象校 位置図



「この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。〔承諾番号 平成6沖検、第3号〕」

鹿児島県国土地理院 国土地理院 098-868-7959

国頭村役場

令和6年度国頭村児童・生徒通学路対策等要望箇所

学校名：奥間小学校



【要望内容】

奥間小学校正門前の横断歩道や道路表示物が消えかかっている。
保護者が車両で児童を送迎することや、小学校の通学路としても、利用する頻度の多い道路であるため、対策を要望する。

【担当者回答：建設課】

要望箇所は村道であるが、以前、水道管埋設工事を行った際に横断歩道の一部が消えてしまい現状復旧できていないため、工事を行った水道業者へ復旧作業を依頼するか、当課の予算で施工するか課内で調整し、対応いたします。

学校名：辺土名小学校



【要望内容】

辺土名北交差点の横断歩道が消えかかっており、令和5年度の通学点検では「担当部署である名護警察署に対応を依頼する」とあったが、未だに対応されていない。
小学校の通学路としても、利用する横断歩道であるため、今年度も要望する。

【担当者回答：名護警察署 交通課】

令和6年度内には修繕（塗り替え）の対応を予定しています。

学校名：辺土名小学校



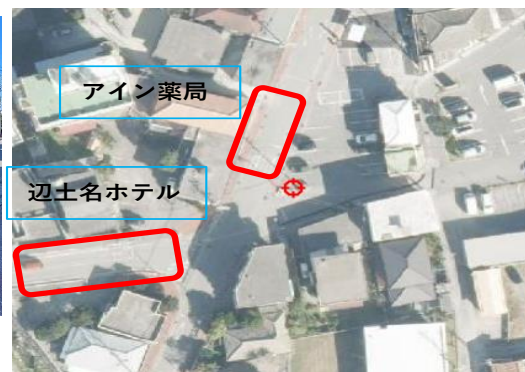
【要望内容】

辺土名北交差点～宇良方面に向けた国道58号線の歩道は、植樹帯方面と海岸方面の両サイドから雑草が生い茂っており、ハブ発生など児童の通学において危険性があるため、定期的な草刈り機等の対策を要望する。

【担当者回答：北部国道事務所】

道路維持管理の観点から年2回、草刈り作業を行っておりますが、通学路点検の際に雑草が生い茂っており児童の通学の障害となることを確認したので、国道用地を確認のうえ防草対策を検討いたします。

学校名：辺土名小学校



【要望内容】

辺土名ホテル前とアイン薬局前の横断歩道や道路表示物が消えかかっている。保護者が車両で児童を送迎することや、小学校の通学路としても、利用する頻度の多い道路であるため、対策を要望する。

【担当者回答：名護警察署 交通課】

令和6年度内には修繕（塗り替え）の対応を予定しています。

学校名：辺土名小学校



【要望内容】

辺土名小学校の正門に設置している「スクールゾーンの看板」や路面標示が道路工事等の影響で消されている部分がある。頻繁に村民が利用する道路でもあり、徐行しない車も多々見受けられるため、児童の安全性を踏まえて対策を要望する。

【担当者回答：教育委員会/建設課】

事後報告とはなりますが、正門に設置している看板については、同様の看板を新たに設置しております。（教育委員会）

路面標示については、水道工事の際に施工した業者へ復旧依頼をしています。（建設課）

学校名：奥小学校



【要望内容】

奥小学校正門横の駐車場に設置してあるブロック塀に亀裂が入り、少し負荷をかけるとグラつきもあるため、倒れる恐れもあり危険である。駐車場利用者や児童の安全性も踏まえて、対策を要望する。

【担当者回答：教育委員会】

現在、ブロック塀撤去の見積書を徴収しております。予算を確認し、早ければ令和6年度中に対応いたします。

※令和6年度予算で対応が厳しい場合は、令和7年度予算で対応いたします。

学校名：奥小学校



【要望内容】

奥小学校の通学路としても、利用している村道の排水側溝蓋が一部欠けており、危険性を感じるため、対策を要望する。

【担当者回答：建設課】

建設課で管理している「建設等資材置場」に同タイプの蓋がありますので、応急処置として対応いたします。正式的な処理は、今後に同様な修繕業務がある際に合わせて対応いたします。

学校名：奥小学校



【要望内容】

奥小学校の通学路としても、利用している村道の水路には、ガードレールや転落防止柵が設置されていない。児童が転落する危険性を感じるため、対策を要望する。

【担当者回答：建設課】

村道水路の擁壁護岸に転落防止柵を設置できるか、再度、現場確認を行い対応を検討いたします。

※対応が厳しい場合には、注意喚起等の安全対策を行います。

学校名：奥小学校



【要望内容】

辺戸区～奥区までの国道58号線は、下り勾配が長く続くため、スピードを出す車やバイクが多い。奥集落から奥川へ児童が遊びに行く場合等、国道を横断する際には危険性を感じるため、児童の安全を確保することから、スピードを減速できる交通安全施設（破線・すべり止め舗装等）の設置を要望する。

【担当者回答：北部国道事務所】

要望の危険箇所については、通学路に該当しません。なお、交通安全上の問題として、内部精査しますので、対策の実施にあたっては、要望書の提出等ご協力願います。（北部国道事務所）

上記、案内のとおり、担当課（建設課）へ提出いたします。（教育委員会）

学校名：奥小学校



【要望内容】

奥小学校の通学路としても、利用している奥集落センター付近の水路には、ガードレールが設置されているが、高さがあり、ガードレールの下から児童が転落する危険性を感じるため、対策を要望する。

【担当者回答：建設課】

転落防止柵を設置できるか、再度、現場確認を行い対応を検討いたします。

学校名：安波小学校



【要望内容】

安波小学校正門前の横断歩道や道路表示物が消えかかっている。
保護者が車両で児童を送迎することや、小学校の通学路としても、利用する頻度の多い道路であるため、対策を要望する。

【担当者回答：名護警察署 交通課】

令和6年度内には修繕（塗り替え）の対応を予定しています。

学校名：安波小学校



【要望内容】

安波小学校の通学路としても、利用している村道の排水側溝蓋が一部破損しており、危険性を感じるため、対策を要望する。

【担当者回答：建設課】

応急処置としてカラーコーン等、注意喚起の対応いたします。正式的な処理は、今後に同様な修繕業務がある際に合わせて対応いたします。

通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～

国頭村教育委員会

1. プログラムの目的

交通事情が多様化するなか、国頭村立国頭中学校、奥間小学校、辺土名小学校、奥小学校、安田小学校、安波小学校及びくにがみこども園の各通学路において、関係機関と連携した合同点検を実施し、必要な対策内容について協議を行い、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「国頭村通学路安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、下記構成メンバーにより、「通学路安全推進会議」を設置しました。

※本メンバーは毎回開催される中で、協議や要望内容により必要に応じて変更していくこととします。

《構成メンバー》

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・ 国頭村教育委員会 | ・ 国頭中学校（学校代表者） |
| ・ 国頭村役場 総務課 | ・ 奥間小学校（学校代表者） |
| ・ 国頭村役場 建設課 | ・ 辺土名小学校（学校代表者） |
| ・ 名護警察署 辺土名交番 | ・ 奥小学校（学校代表者） |
| | ・ 安田小学校（学校代表者） |
| | ・ 安波小学校（学校代表者） |

《必要に応じ、参加を要請する機関》

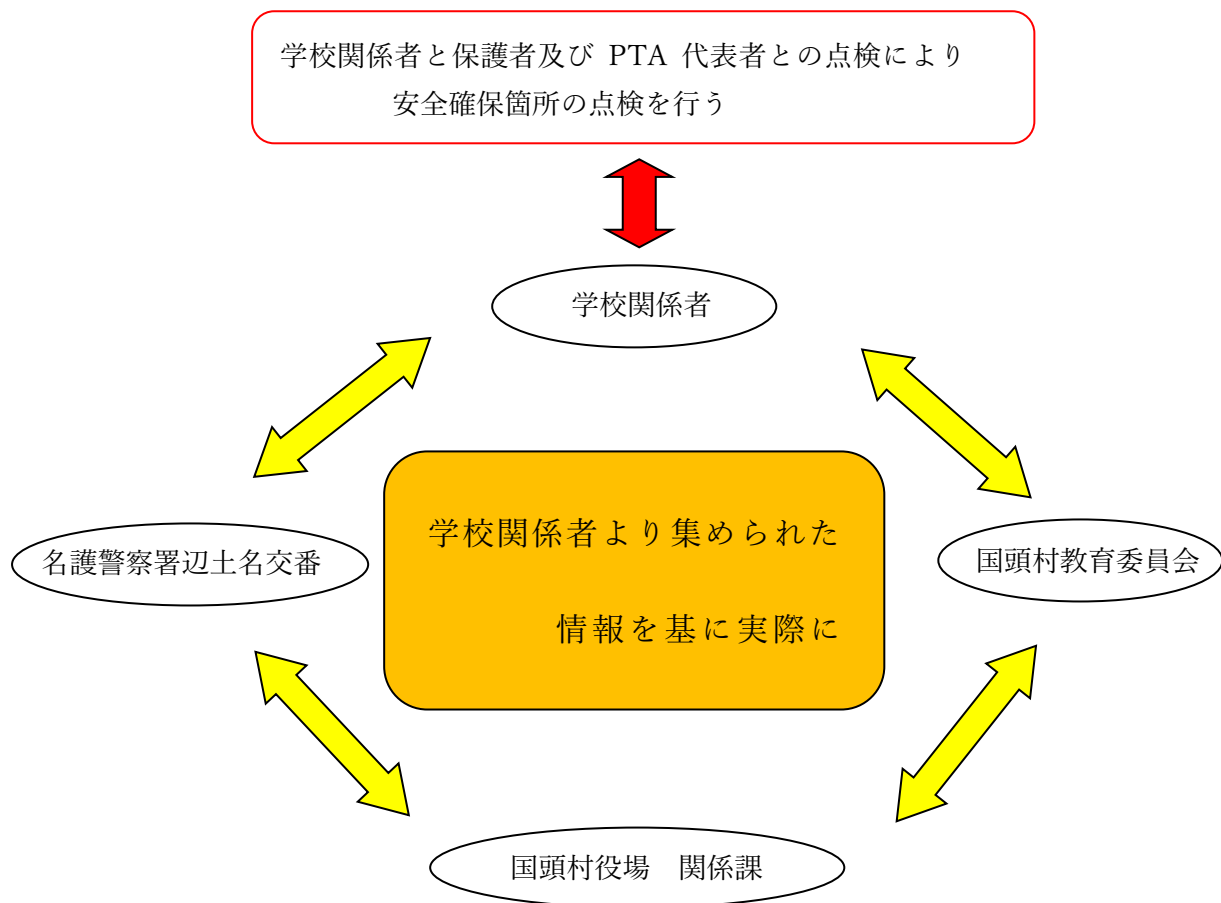
- | | |
|-----------------|------------------------|
| ・ 北部国道事務所 管理第二課 | ・ 国頭中学校（PTA 代表者） |
| ・ 北部土木事務所 維持管理班 | ・ 奥間小学校ほか6校（各 PTA 代表者） |
| ・ 名護警察署 交通課 | |
| ・ 各字区長 | |

3. 取組方針

(1) 合同点検の基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、合同点検若しくは緊急合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

〔各構成メンバーの連携イメージ〕



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

・国頭村内の各小学校、中学校 6 校区及びくにながみこども園をそれぞれ 1 年に 1 回、合同点検を実施する。

合同点検の時期は毎年 8 月を基本とします。

学校関係者と PTA との点検は 7 月までに終わることとします。

○合同点検の体制

・各小学校、中学校およびこども園ごとに、通学路安全推進会議の設置(構成メンバー)

を基本とし、危険箇所改善要望から必要に応じ、関係機関等の構成メンバーへ点検参加依頼要請してまいります。参加メンバーに変更若しくは参加が困難の場合には、合同点検前に国頭村教育委員会へお知らせください。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護策設置のようなハード対策や交通安全教育のようなソフト対策など対策内容に応じて、構成メンバーと協議を行いながら具体的な実施メニューを検討する。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係機関（構成メンバー等）で連携を図ります。

対策の進捗に関しては翌年度の合同点検にて各関係機関へ教育委員会より報告します。

例：平成29年度8月の合同点検に関する進捗については、翌年30年度合同点検時にて発表する。

(5) 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・各小学校、中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために各小学校、中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

(6) 国頭村通学路安全プログラムは各関係機関からの申し出等により、さらなる安全確保が期待できると思われる際は、国頭村通学路安全確保プログラムの内容変更を随時行います。

国頭村 通学路交通安全プログラム スケジュール

	4月～5月	6月	7月	8月上旬	8月10日～8月末日迄	9月～10月	11月～1月	2月
各 学 校	保護者より通学路危険箇所聞き取りを行う。	学校関係者にて保護者よりあがった危険箇所現地確認を行う。	教育委員会へ危険箇所の報告。 (7月21日迄)	関係機関より危険箇所の詳細を求められたら対応 (必要があれば同行)する。	国頭村通学路安全推進会議構成メンバーによる合同点検及び点検後の対策会議を行う。	8月に行われた合同点検を基に、各機関にて内部調整を行い、すぐに対応できる。または予算措置により、今年度対応可能なのか、または新年度対応なのか、若しくは他機関へ協力依頼をするのか対応を検討する。	対応期間、若しくは予算措置中	今年度の危険箇所改善要望を教育委員会にて再点検を行い、再度各関係機関へ連絡し、次年度の合同点検での経過報告を踏まえ進捗の確認を行う。 また、ホームページ若しくは広報誌、各字掲示板等を利用して点検内容の告知を行う。
教育委員会			各関係機関と調整し、対応する部署へ危険箇所の報告(依頼)を行う。(7月31日迄) → 各学校より危険箇所の報告を受ける。	危険箇所現場の確認を行う				
関係機関			危険箇所を事前に現地確認を行う。	対応策や対応年度、または指導やアドバイスを踏まえ課内で調整を行っておく				